

高リスク及び非協力国・地域  
FATF 声明  
2016 年 6 月 24 日（於：釜山）

（仮訳）

金融活動作業部会（FATF）は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与のリスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は戦略上の欠陥をもつ国・地域を特定し、これらの国・地域と協働して、国際金融システムにリスクをもたらすそうした欠陥に対処していく。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの一体性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを求める。さらに、FATF は大量破壊兵器の拡散や拡散金融に関連した、DPRK の違法な行為によってもたらされた脅威について憂慮している。

FATF は、2011 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、DPRK 系企業・金融機関、及びそれらの代理人を含めた DPRK との業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生じる資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用すること、及び適用される国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁を加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求める。各国・地域は、コルレス関係が対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるのを防止すること、及び自国内の DPRK 系金融機関の子会社・支店の存在や当該金融機関との関係を検証すべきである。

FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、当該国・地域から生じるリスクに準じ、強化された顧客管理措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン

## イラン

FATF は、イランが資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処するためのアクションプランの採択、及びそれに対する高いレベルの政治的コミットメント、並びに同国のアクションプランの履行に向けた技術的支援の要請の決定を歓迎する。これをうけて、FATF はアクションプランの履行における同国の進捗を監視するために、12 か月間、対抗措置を停止する。仮に FATF が当該期間が終了するに際して同国がアクションプランの履行において十分な進捗を示していないと決定すれば、FATF の対抗措置要請が再び課されることとなる。同国が当該期間内にアクションプランにおけるコミットメントを達成した場合には、FATF はこの件に関し次のステップを検討する。

イランはアクションプランの全てを完了するまで、FATF 声明にとどまる。同国がアクションプランにおいて特定された欠陥に対処するために必要な措置を履行するまで、FATF は同国から生じるテロ資金供与リスク、及びそれが国際金融システムにもたらす脅威について憂慮する。したがって、FATF は、FATF 勧告 19 に則し、イランからの自然人・法人との取引に対し、強化された顧客管理を適用するよう、自らの金融機関への助言を継続することを FATF 加盟国に要請するとともに、全ての国・地域に求める。

FATF は、同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥、特にテロ資金供与に関連するものについて、完全に対処するよう求める。

FATF は同国への関与を継続し、その進捗を注意深く監視する。

( 以 上 )